

第17回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年4月9日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前10時00分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p> <p>農林商工部長(杉本剛)</p> <p>次長兼農林課長(二井弘樹)</p> <p>次長兼獣害対策課長 (杉山憲治)</p> <p>商工観光課長(東松大司)</p> <p style="padding-left: 40px;">事務局</p> <p style="padding-left: 40px;">事務局</p> <p style="padding-left: 40px;">事務局長(種村明広)</p>	<p>委員会の前に、4月の人事異動に伴います、新しい農林商工部をご紹介いたします。部長から順に自己紹介をお願いします。</p> <p>おはようございます。日頃は、農林振興等にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。4月から農林商工部長を仰せつかりました杉本剛です。よろしくお願いいたします。</p> <p>4月から農林課に配属されました、二井弘樹です。よろしくお願いいたします。</p> <p>獣害対策課長の杉山憲治です。お世話になっております。よろしくお願いいたします。</p> <p>4月から商工観光課長になりました、東松大司です。よろしくお願いいたします。</p> <p>農業委員会に異動になりました谷口です。よろしくお願いいたします。</p> <p>4月から市民課へ異動になりました三和です。今までお世話になりありがとうございました。</p> <p>以上で紹介を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、第17回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第17回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお</p>

<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>願いいたします。</p> <p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第17回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、1番議席小川太一委員と、7番議席横井啓行委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) (日程第3) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第33号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」及び日程第3 報告第34号「農地法第4条の規定による農地等の転用届許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第2 報告第33号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和3年4月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約で、その旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、16件、19筆、面積35,350㎡であることを報告します。</p> <p>日程第3 報告第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用届許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があつ</p>

	<p>たので報告する。令和3年4月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行なえば転用許可は要しないこととなっています。届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により、会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることとなっています。</p> <p>今回の届出は、転用1件、1筆、89㎡です。すでに、倉庫として利用しておりますので、始末書が出ております。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
議長	<p>報告第33号については、合意解約による通知を受けたものです。報告第34号については、員弁町の市街化区域の転用に関するものです。</p>
議長	<p>報告事項について質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p>
(日程第4) 議長	<p>続きまして、日程第4 議案第88号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4 議案第88号 農業振興地域整備計画に対する意見決定について 次のとおり、いなべ市長が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、いなべ市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。令和3年4月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>令和3年3月15日付で、いなべ市長から「いなべ市農業振興地域整備計画」の一部を変更しようとするため、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会会長に対して意見を求めてきております。市が、農業上の利用を図る優良農地を農用地区域と</p>

して農業振興地域整備計画で定めています。このため、農用地区域内の農地は原則転用が認められません。農地転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、農用地区域からの除外が必要となります。その除外にあたっては、農業委員会の意見を聴いて市が決定することとなっております。なお、土地の転用行為は、この手続だけで可能となるわけではなく、この除外手続の後、改めて農地法第4条又は5条による転用申請を行なう必要があります。

今回の変更事項は、農用地除外の申し出による変更2件、25筆、15,171㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

1番案件は、大安町宇賀新田地内の畑です。面積704㎡の除外申出です。

名古屋市の■■■■■が、大安町石樽南の■■■■■が所有する畑を、隣接の工場の資材置き場にするためです。除外後は1種農地ですが、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供することが必要である場合、例外的に許可されるものです。

2番案件は、大安町梅戸地内の田です。面積14,467㎡の除外申出です。

名古屋市の■■■■■が、大安町南金井の■■■■■が所有する田を、製品資材置き場にするための除外です。除外後は、2種農地です。

以上2件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

この案件は、農業振興地域内農用地の除外案件です。
この案件について何か質問はありますか。

特にないので、議案第88号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を採決いたします。

この議案に賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手であります。

<p>(日程第5)</p>	<p>議長</p> <p>よって、本議案は可決いたしました。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第89号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>日程第5 議案第89号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求めます。令和3年4月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。いなべ市では、年2回、4月と10月に計画を審議しています。なお、借り手が公益財団法人三重県農林水産支援センターにつきましては、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議をお願いします。内訳としまして、相対分は484筆、面積651,730.70㎡です。内、賃貸借筆数42筆、面積57,110㎡、使用貸借筆数442筆、面積594,620.70㎡です。中間管理機構分は85筆、面積135,253㎡です。内、賃貸借筆数68筆、面積119,112㎡、使用貸借筆数17筆、面積16,141㎡となっております。</p>
	<p>議長</p> <p>本議案は、農地集積を目的とし、賃貸借、使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。いなべ市では年2回の設定を行っています。また、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定も含まれております。</p> <p>この集積計画につきまして質問等ありましたらお願いいたします。</p>

特にないようですので、議案第89号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。

本議案につきましては、

に関する案件が含まれております。

農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。

まず、の案件66番、154番、155番、170番、171番、286番についてを除き採決します。

本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

よって、本議案は原案どおり決定されました。

続いて、の案件533番、534番について採決します。

本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

よって、本議案は原案どおり決定されました。

続いて、の案件3番、4番、19番について採決します。

本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

よって、本議案は原案どおり決定されました。

続いて、の案件184番について採決します。

本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

<p>(日程第6)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続いて、[REDACTED]の案件63番、84番、112番、113番、152番、153番について採決します。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続いて、[REDACTED]の案件502番、507番、520番から532番、549番から552番までについて採決します。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>それでは、これまで議決いただいた以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第90号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第90号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求め。令和3年4月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、7件、9筆、面積4,884㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p>
------------------------------------	--

	<p><77番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。 譲受人である北勢町東村の■■■■が、北勢町東村の■■■■ ■■■■が所有する議案書に記載の1筆、644㎡を売買により譲り受け る申請です。</p> <p><78番案件>の申請地は、北勢町向平地内の田です。 譲受人である北勢町向平の■■■■が、北勢町向平の■■■■ ■■■■が所有する議案書に記載の2筆、1,495㎡を売買により譲り受 ける申請です。</p> <p><79番案件>の申請地は、藤原町東禅寺地内の畑です。 譲受人である藤原町東禅寺の■■■■が、北勢町垣内の■■■■ ■■■■が所有する議案書に記載の1筆、144㎡を売買により譲り受け る申請です。</p> <p><80番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。 譲受人である大安町石樽南の■■■■が、大安町南金井の■■■■ ■■■■が所有する議案書に記載の1筆、576㎡を売買により譲り受け る申請です。</p> <p><81番案件>の申請地は、大安町平塚地内の田です。 譲受人である大安町高柳の■■■■が、大阪府大阪市の■■■■ ■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,534㎡を贈与により譲り受 ける申請です。</p> <p><82番案件>の申請地は、大安町石樽北山地内の畑です。 譲受人である大安町石樽北の■■■■が、大安町石樽北山の ■■■■が所有する議案書に記載の1筆、158㎡を売買により譲 り受ける申請です。</p> <p><83番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の畑です。 譲受人である大安町石樽北の■■■■が、大安町石樽北の■■■■ ■■■■が所有する議案書に記載の2筆、333㎡を売買により譲り 受ける申請です。</p> <p>以上7件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査 の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議を よろしく願います。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>委員 譲受人の耕作面積の括弧書きは何でしょうか。</p>
--	---

事務局	<p>上段の面積が所有している面積です。農地を所有するための下限面積 3,000㎡を満たすために、基盤強化法で4月貸借した農地の面積が、下段の括弧書きとなります。足して3,000㎡ありますので、3,000㎡要件を満たしていることとなります。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>その他よろしいでしょうか。 ないようですので、議案第90号を採決いたします。 議案第90号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。 よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第91号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」及び日程第8 議案第92号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権等設定許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第7 議案第91号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があったので意見を求める。令和3年4月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、3件、4筆、3,035㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <191番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地地区区分は、北勢病院と六石歯科が500m以内にあるため、第3種農地です。</p> <p>譲受人である桑名市の■■■■が、北勢町其原の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、2,077㎡を集合住宅へ転用したい</p>

旨の計画です。土地造成は、盛土、切土にて造成し、周囲を擁壁及びコンクリートブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は既設の道路側溝へ放流します。

<192番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、北勢病院と六石歯科が500m以内にあるため、第3種農地です。

譲受人である員弁町石仏の[]が、北勢町其原の[]が所有する議案書に記載の1筆、467㎡を個人住宅へ転用したい旨の計画です。土地造成は30cm程度の盛土を行い、周囲はコンクリートブロックにて土砂の流出を防止します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は既設の道路側溝へ放流します。

<193番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、北勢病院と六石歯科が500m以内にあるため、第3種農地です。

譲受人である桑名市の[]が、名古屋市の[]が所有する議案書に記載の1筆、491㎡を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は、盛土、切土を行い、周囲はコンクリートブロックにて土砂の流出を防止します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は自然浸透及び既設の道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第8 議案第92号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので意見を求める。令和3年4月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、3件、3筆、面積1,174㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<31番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畑です。農地区分は第1種農地です。ここは、以前は農用地でしたが、昨年7月の申出による除外手続きが完了しております。1種農地ですが、集落接続による転用理由にて許可該当となります。

借り人である岐阜県海津市南濃町の[]が、大安町大井

<p>議長</p> <p>現地調査委員</p>	<p>田の [] が所有する議案書に記載の1筆、344㎡を一般個人住宅へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は、30cm以内の盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は下水道を利用します。雨水は雨水枡に集水後、既設側溝へ放流します。</p> <p><32番案件>の申請地は、北勢町治田外面地内の畑です。農地区分は第1種農地です。1種農地ですが、集落接続による転用理由にて許可該当となります。</p> <p>借り人である北勢町東村の [] が、北勢町東村の [] が所有する議案書に記載の1筆、406㎡を一般個人住宅へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみを行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は下水道を利用します。雨水は西側側溝に放流します。</p> <p><33番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は、みなみ整形とどんぐり診療所が500m以内にあるため、第3種農地です。</p> <p>借り人である愛知県弥富市の [] が、大安町石樽東の [] が所有する議案書に記載の1筆、424㎡を一般個人住宅へ [] と共同で使用貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は盛土を行い、周囲にコンクリートブロック及び現場打型枠を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は下水道を利用します。雨水は南側道路側溝に放流します。</p> <p>5条所有権移転3件と、5条貸借権等設定3件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、4月2日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>議案第91号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請に対する意見決定について」3件、及び議案第92号「農</p>
-------------------------	--

	<p>地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございます。このことについて、何か質問はありますか。</p> <p> 特に無いようですので、議案第91号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p> 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p> 全委員挙手です。</p> <p> よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p> 続いて、議案第92号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権等設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p> 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p> 全委員挙手です。</p> <p> よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議長 続きまして、日程第8 議案第87号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p> 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局 日程第9 議案第93号 非農地証明願承認について</p> <p> 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和3年4月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p> 今回の申請は5件、10筆、1,710.91㎡です。</p> <p> <議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p> <61番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の台帳地目、畑</p>

	<p>です。</p> <p>願い出者は、大安町石樽東の■■■■で、昭和33年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><62番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、田、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町阿下喜の■■■■で、昭和55年以前から店舗用地に転用し、現在に至っております。</p> <p><63番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、員弁町上笠田の■■■■で、昭和55年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><64番案件>の申請地は、員弁町市之原地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、員弁町市之原の■■■■で、昭和42年から河川法面となり、現在に至っております。</p> <p><65番案件>の申請地は、北勢町東村地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町阿下喜の■■■■で、昭和30年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>議長 非農地証明につきまして、何か質問はありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第93号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。</p> <p>5 その他 議長 その他でございますが、委員さんから何かありますか。</p>
--	---

	委員	今回は、太陽光施設の転用は無かったのでしょうか。
	事務局	今回は、ありませんでした。
	議長	その他、よろしいでしょうか。 事務局から何かありますか。
6 閉会の宣言 【午前10時閉会】	議長	次回は、4月30日午前9時から現地調査です。7番横井委員と9番松葉委員は出席をお願いします。5月10日(月)に委員会となりますので、よろしくお願いします。 これを持ちまして、第17回農業委員会を終了します。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____